

3. 生産者が運営資金を拠出して創った地域農業システム

北海道 K 町の事例から

(日本学術振興会外国人特別研究員) 柳 京熙

政府は 1995 年に策定された地方分権推進法以後、いわゆる「三位一体の改革」を急いでいる。

このような一連の社会、経済的転換期を迎えて、今後地方自治体の対応いかんによって地域社会は大きく変わる可能性が高くなっている。実際、一部の自治体は早い段階から地域独自の政策開発に尽力しており、その成果も徐々に出ていると見受けられる。

これまでの地域の農業政策に関しては、国・地方自治体の方針に従うことが基本となっており、市町村の農政担当課が行っている農業政策は日常業務としてこなしている部分が多く、自主的な政策決定の余地はかならずしも多くなかった。

しかし政府の農業政策の方針が地域の自主性に重きを置き、その方向性が徐々に変わっている。ここでは、そうした取組みのうち、農業が地域産業の基盤となっている一つの地域を取り上げ、危機的な状況の農村地域がいかんにして再構築に成功したか、また成功の鍵となった生産者参加型政策手法とは何かについて説明したい。

今回事例として取り上げる北海道の K 町は、典型的な稲作地帯であるため、米以外の作物の振興や販売にはあまり力を入れていなかった経緯がある。

そのツケが農業収入の減少としてあらわれ、農家経済は深刻な状態になっている。

行政としてもその対応をめぐり、新しい農業組織（振興事務所、のちに公社）を 2000 年に立ち上げ、外部の専門家との連携を通して新しい対応策に乗り出すこととなった。

第 3-1 表は 2000 年時点（一部の項目は 1999 年）の K 町における農家経済の諸問題を示したのであるが、まず農業・農外所得ともに過去に比べ大幅に低下していることが分かる。さらに 過剰な機械装備と重なり、個々の経営努力のみでは現況の改善は見込めない状況でもある。残された道はただ一つ、地域全体としての取組みしかない状態である。

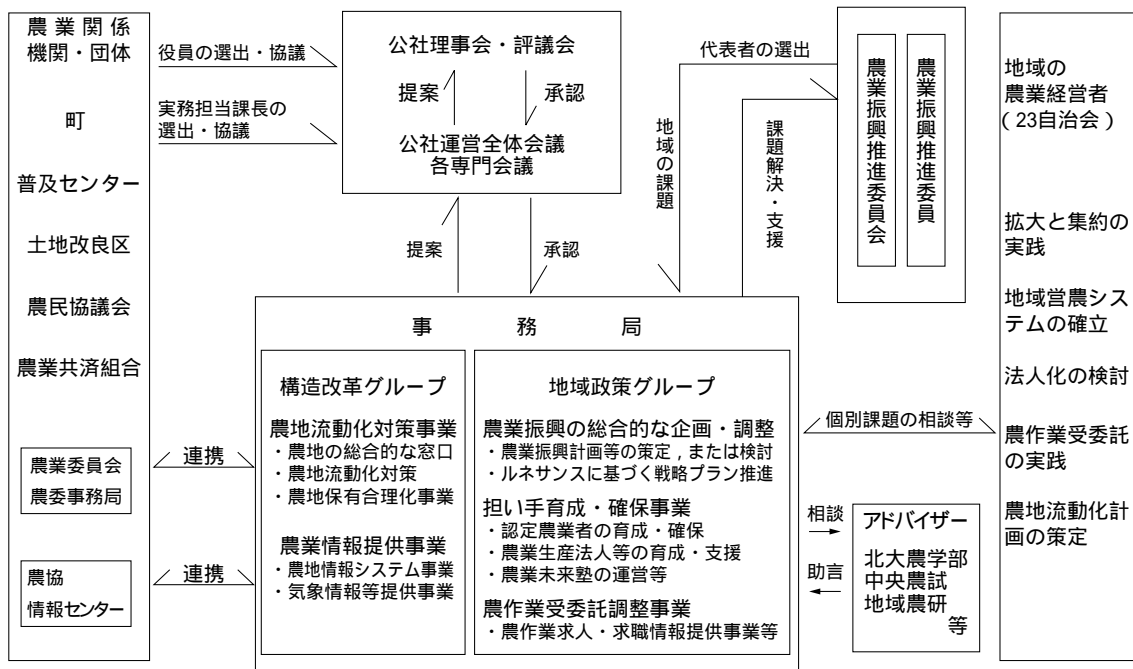
第 3-1 表 K 町における農家経済の諸問題

	農家経済状況（2000 年時点）	備 考
農家戸数	614 戸	過去 10 年間 147 戸離農
農業生産額	68 億円	1994 年（89 億円）
農業所得	25 億円	1994 年（40 億円）
農外所得（1999 年）	7 億 6 千万円	1995 年（8 億 4 千万円）
団地件数別農家割合	耕作地の点在の深化（5 団地以上の分散農地を持つ生産者の割合 14 %）	
農地価格（1999 年）	38 万円（平均田）	67 万円（平均田，1987 年）
田植機	446 台	水稻規模の 3.1 倍の過剰装備
コンバイン	489 台	水稻規模の 3.6 倍の過剰装備

まず K 町は、振興事務所に各関係機関の実務者を集め、町のあらゆるデータの集約・分析・共有・還元を日常的に行い、客観的なデータの作成を開始した。この努力は、公聴

会を通して、行政と生産者間の具体的な議論の土台となり、結果、集落ごとに代表者を選定し、まず行政側との話し合いを持続的に行うこととなったのである。一方で2000年から5年間を目処に農業基金の構想が持ち上がり、生産者の同意が得られたことも特筆すべきことである。基金の総額は、2億2千万円にのぼった。

さらに2005年より、振興事務所は、独自の機能を持った公社組織として再出発し、農地流動化など地域の懸案事業をより一層取組むことが出来るようになった。



第3-1図 農業振興公社における業務内容

公社の運用財源の一部も農業基金から捻出される。また「農業振興事務所」の重要検討事項であった農業生産法人は、事務所設立に歩調を合わせた形で、農家8戸を中心に100haの農地を集約することに成功した。最終的には1集落1法人を目指しており、実現されれば高いレベルでの地域営農システムの完成に近づくとと思われる。

本文中でも強調したように、生産者自ら参加し作成した地域農業政策のプロセスは多くの示唆と可能性を与えている。

その中でも一番重要なことは、行政と生産者間の信頼をいかに回復していくかである。

生産者参加型の政策実現もその一つの手法に過ぎないが、これからもっと広がることを望む次第である。